

【いわて環境の森整備事業PR版】



森林所有者のみなさんへ ～手入れできない人工林の間伐について～

県では「いわての森林づくり県民税」を活用して、公益上重要でありながら、手入れの行き届いていない人工林（スギやカラマツなど）を所有者に代わって間伐しています。

森林をしっかりと手入れすることは、良質な水の供給や土砂災害の防止など、私たちの暮らしに多くの恵みをもたらすことにつながります。

【いわて環境の森整備事業の概要】

1 整備対象森林

- (1) スギ、カラマツ、アカマツなどの針葉樹の人工林
- (2) 林齢16年生から60年生
- (3) 1施工地の面積が0.1ヘクタール以上

2 整備内容

強度間伐（概ね5割以上の本数を間伐）

3 留意事項

整備後20年間は皆伐をしない、森林以外への転用をしないなどの協定が必要。

【事業実施例（奥州市）】



〔整備前〕



〔整備後〕

【担当：岩手県庁 林業振興課 ☎ 019-629-5776】